

排水設備設置資金融資について

(工事店説明用)

○排水設備工事（下記の水洗便所への改造を含む）に必要な資金を融資する制度です。

融資の対象	単 位	金 額	融資利息	償還方法
くみ取り便所改造	大便器 1 個 につき	100万円以内 改造する大便器 1 個、浄 化槽 1 槽増す毎に 20 万 円以内加算	無利子	60ヶ月以内 で元金均等
し尿浄化槽改造	浄化槽 1 槽 につき			

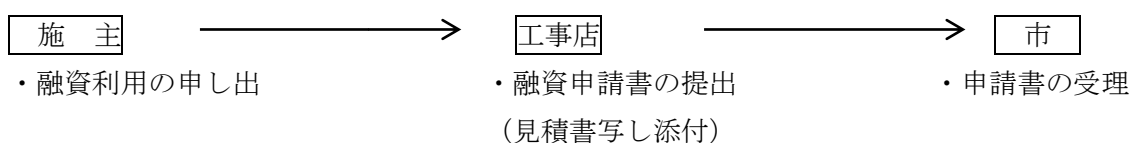
○取り扱い金融機関

第四北越銀行・大光銀行・きらやか銀行・加茂信用金庫・三条信用金庫・新発田信用金庫
新潟信用金庫・協栄信用組合・興栄信用組合・五泉信用組合・新栄信用組合・太陽信用組合
新潟県信用組合・巻信用組合・新潟県労働金庫・各農業協同組合

(新潟市内の本店・支店)

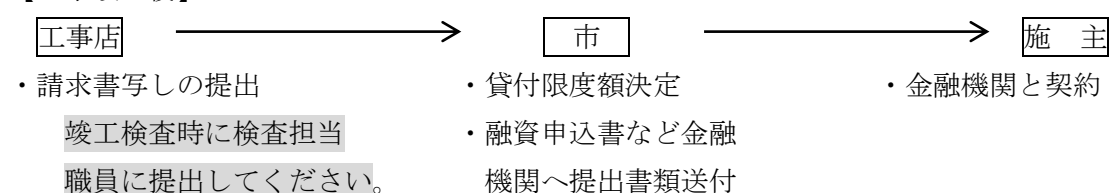
○事務の流れ

【工事着工前】



※ 借入にあたっては、借入先金融機関の貸付規定に基づく手続きをしていただきますので、
施主には事前に金融機関と相談するように助言してください。

【工事竣工後】



~~~~~  
請求書写しの留意点  
~~~~~

- ① 余白に処理区・確認番号を記入してください。
- ② 指定工事店から施主に出される請求書の写しであり、社印のあるものです。
- ③ 排水工事一式〇〇円とする場合は、必ず“別紙内訳書のとおり”とし、内訳を添付してください。請求書の内訳でも構いません。
- ④ 大工工事があり、別業者の請求書を添付する場合は、指定工事店の請求書には“大工工事については、別紙請求書のとおり”と表示してください。